

国民体育大会馬術競技規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">国民体育大会馬術競技規程</p> <p style="text-align: right;">改定 平成 <u>29</u> 年 4 月 1 日</p> <p>1 1. 標準障害飛越競技</p> <p>① 障害物の個数は 10 個以内とする。</p> <p>④② JEF 規程第 238 条 2.2 を適用する。</p> <p>④③ 採点は、JEF 規程基準 A を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。</p> <p>1 7. スピードアンドハンディネス</p> <p>① 障害物の個数は 12 個以内とする。</p> <p>④② 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。</p> <p>④③ JEF 規程第 263 条を適用する。</p> <p>④④ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。</p> <p>1 8. 六段障害飛越競技</p> <p>① JEF 規程第 262 条 1 及び 3 を適用する。ただし、1.4 項および 1.5 項は適用しない。</p> <p>なお、JEF 規程第 262 条 3.1 に記載の、「使用する横木は最大 3.50 m の長さ、重さは最大 10kg、それらをサポートするカップの深さは 12mm」については、適用せず実施することができる。</p> <p>適用しない場合、安全対策のため、セーフティカップを使用すること。</p> <p>② スタートの合図後の 45 秒は計測せず、掲示もしない。</p> <p>③ スタートライン通過後から第 1 障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害物の通過までに 45 秒以上かかった場合は、失権とする(JEF 規程第 241 条 3.3,3.4,3.5 を適用)</p>	<p style="text-align: center;">国民体育大会馬術競技規程</p> <p style="text-align: right;">改定 平成 27 年 4 月 1 日</p> <p>1 1. 標準障害飛越競技</p> <p>① JEF 規程第 238 条 2.2 を適用する。</p> <p>② 採点は、JEF 規程基準 A を適用し、第 1 位が同点の場合は、ジャンプオフを 1 回行う。</p> <p>1 7. スピードアンドハンディネス</p> <p>① 採点は、JEF 規程基準 C を適用する。</p> <p>② JEF 規程第 263 条を適用する。</p> <p>③ 総タイムが同じ場合は、同順位とする。</p> <p>1 8. 六段障害飛越競技</p> <p>① JEF 規程第 262 条 1 及び 3 を適用する。ただし、1.4 項および 1.5 項は適用しない。</p> <p>② スタートの合図後の 45 秒は計測せず、掲示もしない。</p> <p>③ スタートライン通過後から第 1 障害の飛越、あるいは落馬を含めて次の障害物の通過までに 45 秒以上かかった場合は、失権とする(JEF 規程第 241 条 3.3,3.4,3.5 を適用)</p>